

○朝日町建設工事公表要綱

平成13年6月1日

要綱第6号

改正 平成16年3月23日告示第22号

平成23年6月27日告示第39号

(目的)

第1条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」の規定に基づき朝日町、朝日町教育委員会、朝日町水道事業(以下「朝日町等」という。)が当該年度に発注する建設工事の発注予定情報、入札・契約の過程及び契約の内容の公表について必要な事項を定め、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する町民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表する建設工事)

第2条 公表の対象とする建設工事は次のとおりとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって朝日町等の行為を秘密にする必要があるものを除く。)

(公表する建設工事の内容)

第3条 公表する内容は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 発注の見通しに関する事項
 - ① 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
 - ② 入札及び契約の方法
 - ③ 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿
- (4) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (6) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (7) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名し

た理由

- (8) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (9) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- (10) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (11) 次に掲げる契約の内容
 - ① 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - ② 建設工事の名称、場所、種別及び概要
 - ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - ④ 契約金額
- (12) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- (13) 予定価格及び最低制限価格

2 前項で定める事項については、前項に対応する次の各号に定めるものに記載された事項とする。

- (1) 公共工事発注見通し一覧
- (2) 朝日町一般競争(指名競争)参加資格審査申請(指名願)受付基準
- (3) 入札参加資格者申請書受付名簿
- (4) 朝日町請負工事指名競争入札参加者選定要綱(平成7年朝日町訓令第7号)、朝日町建設工事発注標準及び朝日町建設工事等指名停止措置要領(平成8年朝日町訓令第5号)
- (5) 入札公告文
- (6) 入札(見積)結果調書、競争参加資格確認通知書、指名取消し通知及び競争参加資格取消し通知書
- (7) 入札(見積)結果調書、指名理由調書
- (8) 入札(見積)結果調書
- (9) 入札(見積)結果調書
- (10) 入札(見積)結果調書
- (11) 契約書(写し)、積算内訳書
- (12) 工事施工伺
- (13) 入札(見積)結果調書

(公表の方法及び時期)

第4条 前条第2項各号に掲げる書面を同項各号に対応する次の各号により遅滞なく公表するものとする。

- (1) 毎年度4月1日時点のものを閲覧に供するものとする。ただし、7月、10月及び1月の各々1日現在のものとして前条第1項第1号に係る事項を見直し、変更の都度変更後の当該事項を閲覧に供するものとする。
- (2) 閲覧に供するものとする。ただし、前条第1項第2号に係る基準について変更があった場合は、変更の都度変更後の当該基準について閲覧に供するものとする。
- (3) 新たに登録を行ったとき又は追加による登録を行ったときにおいては、当該登録後閲覧に供するものとする。
- (4) 閲覧に供するものとする。ただし、前条第1項第4号に係る基準について変更があった場合は、変更の都度変更後の当該基準について閲覧に供するものとする。
- (5) 公告後閲覧に供するものとする。
- (6) 落札決定後閲覧に供するものとする。
- (7) 落札決定後閲覧に供するものとする。
- (8) 落札決定後閲覧に供するものとする。
- (9) 落札決定後閲覧に供するものとする。
- (10) 落札決定後閲覧に供するものとする。
- (11) 契約締結後閲覧に供するものとする。
- (12) 契約締結後閲覧に供するものとする。
- (13) 契約締結後閲覧に供するものとする。

(公表事項の作成)

第5条 第3条第2項第1号について、対象工事を担当する主管課の長(以下「主管課長」という。)は、前条第1号に規定する時期以降遅滞なく作成するものとする。

2 第3条第2項第4号について、総務課長は同条第1項第4号に係る基準を定めたときは、当該基準を遅滞なく作成するものとする。

3 第3条第2項第5号について、主管課長は同条第1項第5号に係る資格を定めたときは、前条第5号に規定する時期以降遅滞なく作成するものとする。

4 第3条第2項第6号から第13号までについて、主管課長は前条第6号から第13号まで規定する時期以降遅滞なく作成するものとする。

5 第3条第2項第2号及び第3号について、総務課長は、前条第2号及び第3号に規定する時期

以降遅滞なく作成するものとする。

(公表事項の変更等)

第6条 主管課長は、第2条の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る第3条第1項第11号②から④までに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、第4条の規定による方法により行うものとする。

3 第3条又は本条第1項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の属する年度及び翌年度まで閲覧に供しなければならない。

(閲覧場所等)

第7条 総務課長は、第5条の規定により作成した事項をとりまとめの上、総務課において遅滞なく閲覧に供するものとする。

(閲覧日時)

第8条 公表事項を閲覧は、朝日町の休日を定める条例(平成元年朝日町条例第13号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 公表事項を閲覧できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧条件)

第9条 公表事項を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、総務課長の指定する場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

2 閲覧者は、閲覧に供した書類を汚損又は毀損してはならない。

3 閲覧に供した書類については、複写等の便宜供与は行わない。

(閲覧手続)

第10条 閲覧者は、閲覧を行う前に、あらかじめ閲覧簿に必要事項を記入して閲覧するものとする。

2 閲覧者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年告示第22号)抄

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)抄

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。